

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月31日現在

機関番号： 13601

研究種目： 基盤研究（C）

研究期間： 2010～2012

課題番号： 22520662

研究課題名（和文） 寺誌内文書と蔵人式による平安時代朝廷政治構造の研究

研究課題名（英文） A Study on the Structure of Courtly Politics in Heian-Era through the Documents in Jishi and Kurōdo-shiki

研究代表者

佐藤 全敏（SATO MASATOSHI）

信州大学・人文学部・准教授

研究者番号： 20313182

研究成果の概要（和文）： 各寺院の歴史書（寺誌）に埋もれていて、これまであまり注目されてこなかった古代文書を発掘し、その集成を行った。また、蔵人（平安時代の天皇の秘書）のマニュアルである『蔵人式』は、現在、さまざまな書物に断片的に引用されて伝わるだけだが、これらの集成を行った。その上で、集成したこれらの史料群を活用して、なかなかおもてに現れにくい、平安時代の朝廷の「政治原理」の展開過程について、さまざまな視角から明らかにした。

研究成果の概要（英文）： In this study, the ancient records incorporated in Jishi (the historical documents stored in each Buddhist temple), which have hitherto been unnoticed, are uncovered and collected. Kurōdo-shiki, the manuals of Kurōdo (The chamberlains of the imperial court in Heian Era), which are only extant through quotations in various documents today, are also gleaned and published for the first time. Making use of these historiographical materials thus anthorogised from Jishi and Kurōdo-shiki, this study sheds light from various viewpoints on the developing process of the underlying 'political principle' of the Imperial Court in Heian era.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野： 日本古代史

科研費の分科・細目： 史学・日本史

キーワード： 蔵人所、蔵人式、弾正台、宇多天皇日記、寺誌、観心寺

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 日本古代における天皇と官僚制との関係について、戦後、多くの研究が積み重ねられてきた。たとえば、石母田正や早川庄八らによる、奈良時代の太政官と天皇に関する考察

は、学界に多くの影響を与えた。また土田直鎮らによる、平安時代の儀式や太政官制に関する研究も、1980年代以降、大きな影響力をもつようになった。1998年刊行の吉川真司の著作は、現在の研究の到達点の一つを示すものとなっている。ただし、吉川氏の議論

もまた、律令官僚制のなかでも太政官制そのものが主要な研究対象となっている。

(2) 代表者は、以上の研究動向をうけ、太政官制という素材からは見えてこない局面を明らかにしたいと考えて、太政官制の裏側に存在していたもう一つの官僚制として「別当制」に注目し、天皇と別当制との関係について検討を重ねた。同じ動機により、「四等官制」についても考察した。機会を得て、その成果は2008年に『平安時代の天皇と官僚制』としてまとめた。ただふりかえてみると、そこではかえって太政官制そのものに関する独自の考察が欠けており、そのため平安時代の天皇と官僚制について、新しい全体像を示すことができていなかった。別当制や四等官制を検討した視点から、あらためて太政官制を見直すことは可能なはずであり、また必要なことと考える。

(3) 別当制や四等官制の検討結果からすると、律令官僚制は、従来考えられていた以上に、律令制以外の原理によって支えられていたはずである。そのことを前提とすれば、太政官制の理解も違ってくるだろう。太政官を頂点とする律令官僚制の底に流れていた、非一律令制の原理は、奈良・平安時代を通じてどのように展開し顕在化するのか。あるいは消滅するのか。そういった観点から、天皇と官僚制の関係を再検討したい。

## 2. 研究の目的

### (1) 概要

① 東アジア辺境の国家として成立した日本の律令国家が、どのような過程を経て中世を迎えたのかを、特に天皇と官僚制による国家支配のあり方とその変容から考察する。

② そのために新たな史料群の発掘を試みる。寺誌のなかに埋もれている古代文書を発掘・集成し、また『藏人式』逸文を集成し、それらを用いて、平安時代の天皇と官僚制のあり方を検討する。その際、律令官僚制の背後にあった原理に着目し、それがどのように展開・変化するのかを明らかにする。

### (2) 具体的目的

① 新しい史料群とは以下の通りである。

一つは、中世・近世の寺誌のなかに埋もれている古代文書である。従来、平安時代、とりわけ10世紀以降の天皇・官僚制を検討する場合は、貴族の日記(古記録)や儀式書を用いることが多かった。しかし、新しい視点と方法を獲得するために、文書史料に軸足を移すことを試みる。寺誌にみられる文書は、

その多くが『平安遺文』に採録されていない。東京大学史料編纂所のホームページでも、『平安遺文』未収録文書の一覧が公表されているが、そこでも、寺誌に収められた古代文書は多く把握されていない。いま試みに、寺誌を開いて文書を一瞥すると、太政官符・民部省符・治部省符を中心に、ときに大蔵省符や寮・司クラスの発給文書もみることができる。多くが平安時代の官僚機構が作成した文書であり、その史料的価値は高い。本研究では、これらを可能な限り発掘・収集し、翻刻に努めたい。

二つ目の史料群は『藏人式』である。『藏人式』は、これまでも先学によって検討が行われてきたが、なお体系的な検討は行われていない。なによりも現状では、その逸文の集成が完成していない。『新訂増補 国書逸文』(国書刊行会)は実は関係逸文を網羅しておらず、たとえば『西宮記』所収の「天曆藏人式」をほとんど落としている。また残念なことに信頼できるテキストもまだ作成されていない。本研究では、天皇の側近をかためた藏人たちの職務の本質をとらえるため、この『藏人式』の逸文を集成し、史料批判をした上で翻刻することを目指す。

② 以上の史料群を集成した後、いよいよ、その内容の分析にはいる。分析は以下の視点より行う。

第一に、寺誌中に納められた文書と、すでによく知られている史料をつきあわせることによって、太政官制(律令官制)の機能とその変質を導き出したい。よく知られている史料とは、律令格式・古記録・儀式書などを差す。

第二に、『藏人式』はその成立年代から、「寛平藏人式」「延喜藏人式」「天曆藏人式」の3つがあったことが知られている。それぞれを比較検討することから始めて、藏人所と太政官制(律令官制)との並存関係の構造を考察する。

第三に、最後に第一と第二を総合し、奈良・平安時代における、天皇と官僚制の関係について考察を加えてみたい。とりわけ、律令官僚制の底を流れていた非一律令制の原理は、いつまで残り、どのように消えていったのか。新しく成立してくる藏人所などの官制の原理は、一体どのようなもので、それ以前の基底的な原理とどう異なり、中世にどうつながるのか。

現在学界では、撰関期の国家体制を「後期律令国家」とみる理解と、「初期権門体制」とみる理解とが提出されている。そうした議論を視野に入れつつも、最終的には、独自の史料分析に根ざした、官僚制からみた新たな国家転換の像を示すことを目指す。

### 3. 研究の方法

(1) 初年度に、中世・近世の寺誌から古代文書を発掘する作業を集中的に行った。

具体的には、はじめに刊本を用いて文書発掘を行った。『東大寺要録』『僧綱補任』『本朝高僧伝』『日本高僧伝要文抄』『元亨釈書』『諸寺縁起集』（醍醐寺本）を皮切りに、真言系では『東宝記』『高野雑筆集』『遍照發揮性靈集』『統遍照發揮性靈集補闕抄』『高野編年雑集』『金剛峯寺雑文』『官符等編年雑集』のほか、『伝教大師全集』『伝教大師伝全集』『弘法大師伝記集覧』等に収められた各種文献、天台系では『伝述一心戒文』のほか、『山家要略記』『叡岳要記』『山門堂舎記』等を検討した。これと並行して写本調査も行った。寺誌によっては偽文書を含むものもあるので、そうしたものについては、特に慎重に史料批判を行った。

(2) 第2年度は、寺誌の調査に加えて、『蔵人式』の集成・翻刻に入った。

寺誌については、初年度の作業を継続した。刊本で見出した文書についての写本調査も継続して行った。これに並行して内容分析も開始した。

『蔵人式』については、やはり最初は刊本を用いて逸文を集成した。『蔵人式』を引用する書物の刊本を集め、そこから逸文を抜き出していった。その後、その書物ごとの写本系統を確認・調査し、逸文一条ごとに史料批判を行った。

(3) 最終年度には、集成された古代文書と『蔵人式』について、内容分析に取りかかった。必要に応じて唐制との比較も行った。『蔵人式』については、「寛平蔵人式」「延喜蔵人式」「天曆蔵人式」の比較検討を行い、蔵人の職務が年代を追ってどのように拡張・変質していったかを考察した。その前提作業として、「寛平蔵人式」成立以前の蔵人のあり方をも検討した。

### 4. 研究成果

(1) さまざまな寺誌のなかに埋もれ、これまで『平安遺文』や、東京大学史料編纂所による補遺から漏れていた古代文書について、多くその所在が確認され、全体の概観が得られるにいたった。現在、データの公開に向けて作業中である。

(2) その過程では『左大寺古文書』（高野山大学図書館蔵）のなかに、これまでほとんど知られてこなかった平安初期の東寺内部文書

を発見することができた。翻刻の上、近日公表予定である。

(3) こうして得られた各種文書を利用することによって、平安時代の天皇と官僚制をめぐってさまざまな事実が判明した。

① 律令官制の省・職・寮・司は、文書行政上は、8～10世紀を通じてその政務形態に変化がないようにみうけられた。これは、かつて『延喜式』の検討を通じて明らかにした四等官の分掌関係（拙稿「古代日本の四等官制」）が、9世紀以降の各種文書を通じても確認できたことによる。

② そうした分掌関係、ひいては官僚制の規範がいかにか形成され維持されたのかを知るために、特に弾正台をとりあげて、唐制との比較を行った。その結果、唐と異なり、日本の律令制下には、律令国家成立以前からの身分制的諸関係が温存されており、天皇は絶対的な家長を標榜することがなかったこと、また律令国家となった後になっても、しばらく官人たちは定められた礼儀作法や風俗に従わず、また律令法典に習熟せず、勤勉に勤務していなかったこと、などが明らかとなった。なお以上の考察の過程では、新たな「弾例」逸文も発見することができた。こうした内容は3本の論文として発表した。

③ 天皇が官僚制を通じて寺院と特殊な関係を結ぶ様子も明らかになった。(2)で示した「左大寺古文書」内の新出史料は、9世紀の官営工房（寺院所属）の姿を詳細に示すものである。また河内国にある観心寺についても、その創建から如意輪観音像の安置までの過程をかなり鮮明にすることができた。その内容は論文にして現在投稿中であるとともに、市民向けの講演で公表した（「歴史と美術の間—河内国観心寺如意輪観音像を例に—」、法人金鶏会公開講座、2012年6月23日、於長野高校）。日本史の教科書でもとりあげられることの多いこの観心寺如意輪観音像は、橘嘉智子が承和10年に、仁明天皇の力を借りて造立したものである。その造像を担ったのは官営工房とみて間違いはない。この事実は、いわゆる承和様式と称されることもある同時代の真言系彫像もまた、官営工房の作、すなわち朝廷との関係で制作されたものであることを示唆するものである。

(4) 『蔵人式』の逸文を集成、史料批判の上、翻刻を行った。なお遺漏を恐れるが、これにより「寛平蔵人式」「延喜蔵人式」「天曆蔵人式」の3つの利用が簡便になるはずである。ただし、ある1か条をめぐって、西本昌弘・芳之内圭氏両氏との間でなお意見の相違があり、公表前の最後の考証を行っているところである。

(5) 『藏人式』と関係史料をつきあわせることにより、以下のように、非一律令制的な原理がどこから広まり、どのように拡張していったかという問題について、大きな手がかりを得ることができた。

① これまで藏人所は、弘仁元年に創設されたとされてきた。だがこれは誤りであることを示し得た。すでに内裏にはそれ以前から「藏人」がおり、弘仁元年になって、その取りまとめ役である「藏人頭」が創設されたにすぎない。また9世紀の藏人所の職務は、天皇の秘書官ではなく、基本的には内裏内の出納役であることも史料的に論証できた。藏人所創設の意味については、根本的に通説を再検討する余地があることになった。なお以上の内容は学会で口頭報告を行った。

② 「寛平藏人式」には宇多天皇がみずから文章を寄せている。また宇多は9世紀末期に藏人所の機能を大きく拡張した天皇でもある。彼がいかなる政治構想をもって、藏人所の機能を拡張し変質させたのかを知るため、宇多天皇日記の分析もあわせて行った。その結果、彼は中国・律令制的な原理を重視し、その概念を人一倍重視しながらも、その概念の組み合わせという点においては、きわめて非一中国・律令制的な発想をとることを示し得た。なお考証を継続中だが、その中間考察は学会にて2度にわけて口頭報告した。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 佐藤全敏、弾正台研究についての覚書、信州大学人文学部人文科学論集人間情報学科編、査読有、47巻、2013、165—168
- ② 佐藤全敏、弾正台の弾と京中巡察をめぐって、査読有、772巻、2012、90—97
- ③ 佐藤全敏、弾正台と日本律令国家、日本史研究、査読有、601巻、2012、17—45

[学会発表] (計3件)

- ① 佐藤全敏、宇多天皇の文体—予備的考察  
2、国際日本文化研究センター共同研究報告、2012年12月22日、国際日本文化研究センター
- ② 佐藤全敏、藏人所の成立をめぐって、平成24年度延喜式研究会大会、2012年11月23日、国立歴史民俗博物館
- ③ 佐藤全敏、宇多天皇の文体—予備的考察  
1、国際日本文化研究センター共同研究報告、2011年2月19日、国際日本文化研究センター

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

佐藤 全敏 (SATO MASATOSHI)  
信州大学・人文学部・准教授  
研究者番号： 20313182

### (2) 研究分担者

なし ( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

なし ( )

研究者番号：

